キヤノンマーケティングジャパン株式会社を小売電気事業者とする

電気需給契約の承継に関する特則（低圧）

第 1 条（適用対象）
本特則は、2026 年 10 月 31 日以前にキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノン MJ」といいます。）とお客さまとの間で締結された電気需給契約のうち低圧にて電気を供給するもの（以下「承継対象契約」といいます。）に適用します。本特則において「本約款」とは、電気需給約款（低圧／取次用／シナネン株式会社 Powered by シナネンエナジーテック株式会社）をいいます。本特則に定めのない事項については、本約款によるものとします。本約款と本特則の定めが抵触する場合は、本特則の定めが優先して適用されます。

第 2 条（契約上の地位の承継）
キヤノン MJ の承継対象契約上の地位は、2026 年 11 月 1 日（以下「承継日」といいます。）付で取次業者としてのシナネン株式会社に承継されたものとします。2026 年 11 月 1 日以降、承継対象契約に基づき、小売電気事業者としてのシナネンエナジーテック株式会社がお客さまに電力を供給するものとします。

第 3 条（契約期間）
承継対象契約の契約期間は、お客さまとキヤノン MJ との契約において定められていた期間を引き継ぐものとします。ただし、シナネン株式会社がお客さまに交付する契約締結前交付書において別途契約期間を定めた場合は、当該期間によるものとします。当該契約期間満了後は、本約款第 8 条第 2 項の規定に従うものとします。

第 4 条（料金単価）
承継対象契約に適用する基本料金単価、電力量料金単価その他の料金単価は、需要場所が属するエリアに応じ、当社が別途定める料金表に定めるところによるものとします。

第 5 条（燃料費等調整および離島ユニバーサルサービス調整額）
承継対象契約に適用する燃料費等調整額および離島ユニバーサルサービス調整額（該当エリアにおいて適用がある場合）については、需要場所が属するエリアの料金表（承継日前日にお客さまとキヤノン MJ との電気需給契約において適用されていたものと実質的に同条件）によるものとします。

以上